

# 公益財団法人佐賀県防犯協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人佐賀県防犯協会（以下「協会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 協会は、自主的な防犯活動を積極的に推進することにより、県民の防犯意識を高揚させるとともに、各種防犯団体との連携を密にして犯罪のない安全・安心で明るい佐賀県の実現に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及啓発
- (2) 防犯対策の調査研究及び指導
- (3) 各種防犯団体の防犯活動に対する協力援助
- (4) 防犯設備、器材及び各種防犯資料の斡旋
- (5) 少年の健全育成と非行防止対策の推進
- (6) 風俗環境浄化に関する事業
- (7) 自転車等の防犯対策に関する事業
- (8) 不正遊技機発見のための台検査（立会検査）事業
- (9) 遊技場等風俗営業施設への立入検査事業
- (10) 駐車場の管理及び運営に関する事業
- (11) 官公庁等からの風俗環境浄化に関する受託業務事業
- (12) 防犯功労者等の表彰
- (13) その他協会の目的達成に必要な事業

2 前項の事業については、佐賀県内において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

### (財産の種類)

第5条 協会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

### (財産の管理及び運用)

第7条 協会の財産の管理及び運用は会長が行うものとし、その方法は理事会の定めるところによる。

### (事業年度)

第8条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第9条 協会の事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第10条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3箇月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第11条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

#### (定数)

第12条 協会に、評議員10人以上18人以内を置く。

#### (選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人

ニ　口又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　口からニに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体において職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人【特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。】又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3　評議員は、協会の理事若しくは監事又は職員を兼ねることができない。

#### （任期）

第14条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、辞任又は任期満了により退任したことにより第12条に定める定数を欠くこととなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。ただし、協会は、評議員に対して、その職務を行うために要する費用の全部又は一部を支給することができる。

### 第2節 評議員会

#### (構成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (権限)

第17条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額並びに評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの付属明細書並びに財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 残余財産の処分
- (7) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は会長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (招集の通知)

第20条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (5) その他法令及び定款で定められた事項

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人がこれに記名押印するものとする。

## 第5章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

#### (種類及び定数)

第26条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上19人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (選任等)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、協会の理事又は職員を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

#### (理事の職務・権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、協会を代表し、その業務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- (2) 理事及び職員に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (6) 理事が協会の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって協会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対しその行為をやめるよう請求すること。
- (7) その他、監事に認められた法令上の権限行使すること。

#### (役員の任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 前2項に規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残余期間と同一とする。
- 4 理事又は監事が、辞任又は任期満了により退任したことにより第26条第1項で定められた役員の定数を欠くこととなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第31条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反、又は職務を怠ったと認められるとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

#### (役員の報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事については、評議員会において別に定める協会の規程に基づき、支給することができる。

2 協会は、役員に対して、その職務を行うために要する実費の支払いをすることができる。

#### (顧問及び参与)

第33条 協会に、任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、協会は、顧問及び参与に対して、その職務を行うために要する実費の支払いをすることができる。

#### (損害賠償責任の免除)

第34条 協会は、法人法第198条で準用する法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

## 第2節 理事会

#### (構成)

第35条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時、場所及び目的である事項等の決定
- (5) 理事会の権限に属する事項に関する規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 重要な組織の設置

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から理事会の決議の目的たる事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求のあった日から5日以内に、その請求のあった2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款で別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

#### (報告の省略)

第42条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告には適用しない。

#### (議事録)

第43条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長及び副会長の選任を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

## 第6章 定款の変更、合併及び解散等

#### (定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、第3条及び第4条並びに第13条についても適用する。この場合において、第22条第2項中「3分の2」とあるのは「4分の3」とする。

#### (合併等)

第45条 協会は、評議員会の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

#### (解散)

第46条 協会は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは国、地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第48条 協会が精算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により、認定法第

5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剩余金の処分制限)

第49条 協会は、剩余金の分配を行うことはできない。

## 第7章 事務局

(設置等)

第50条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て選任し、又は解任する。
- 4 前項以外の職員は、会長が選任し、又は解任する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(備付簿冊及び書類)

第51条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲欄については、法令の定めによるほか、第53条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第8章 会員

(会員)

第52条 協会の趣旨に賛同し、後援する法人、団体又は個人を会員とすることができます。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により、別に定める。

3 協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 佐賀県内の概ね警察署単位に設けられた市防犯協会、町防犯協会若しくは地区防犯協会又は地区防犯協会連合会
- (2) 賛助会員 協会の目的に賛同して、理事会において別に定める会費を納入し、事業の推進に積極的に協力する法人、団体又は個人

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第53条 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第54条 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 公告の方法

### (公告)

第55条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第11章 補則

### (委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立

の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 協会の最初の会長（代表理事）は指山弘養とし、副会長（代表理事）は田中源一及び北川和敏、専務理事（業務執行理事）は川原 博とする。

#### 附 則

- 1 この定款は、令和3年4月1日から施行する。